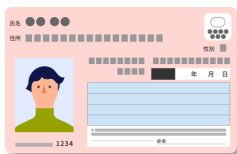


これまで通りの自己負担額で 保険診療を受けられます

医療機関・薬局で提示するもの

マイナ保険証

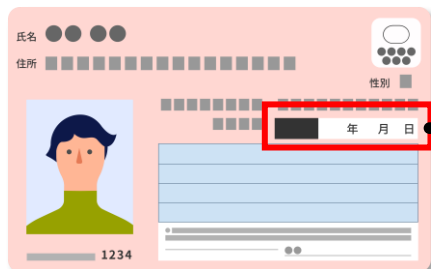


- 健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、**マイナ保険証**です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口にある顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。
- マイナ保険証を利用する際は、**マイナンバーカードの電子証明書の有効期限※**にご注意ください。

※マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)ですが、カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限ってどうやって確認するの？

- 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカードの券面(左下図の**赤枠**部分)に記載されています。
- 記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



▲マイナポータル



電子証明書の有効期限の3か月前より、お知らせしています！

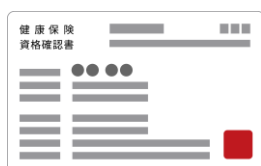
- 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する**有効期限通知書(封書)**が届きます。
- また、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで**更新アラートが表示**されます。
- 有効期限までに更新できないまま受診をしても、**有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能**です。

※ 有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住まいの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

※ スマートフォンのマイナ保険証については、実物のマイナンバーカードの有効期限まで健康保険証として利用可能です。

マイナ保険証をお持ちでなくても**資格確認書**によりこれまで通り医療にかかれます

<カード型イメージ>



<はがき型イメージ>



マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、「**資格確認書**」を申請によらずお届けします。

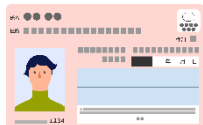
また、マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(ご高齢の方、障害のある方等)は、**申請いただくことで、資格確認書を交付**します。(更新時の申請は不要)

※詳しくは裏面の二次元コードよりご確認ください

顔認証付きカードリーダーの不具合などで マイナ保険証による受付が上手くいかなくても、 自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です

マイナ保険証での受付が出来ない場合

マイナ保険証を利用する際に、顔認証付きカードリーダーの不具合など
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

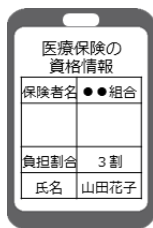


マイナンバーカードまたはマイナ保険証として利用可能な
スマートフォンを提示したが、**受付が出来ない**

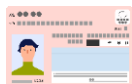
ご提示可能な場合

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロード
したPDFファイルも可



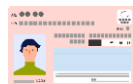
+



資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ
●●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要

+



ご提示できない場合

再診の場合

口頭確認

施設側で
資格確認に
必要な情報を
把握していれば、職員より
口頭で確認

初診の場合

被保険者資格申立書

被保険者資格申立書
署名 山田太郎



※職員より用紙を受取り
記入してください

※スマートフォン利用時は、その場でマイナポータルにログインし、表示された
資格情報の画面を提示（この場合、実物のマイナンバーカードの提示は不要）

資格情報のお知らせ ってなに？

- ・ マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- ・ 単体では受診はできません。何らかの事情で資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。

被保険者資格申立書 ってなに？

- ・ 初診の医療機関・薬局にて、何らかの事情で資格確認ができなかった上、マイナポータル画面や資格情報のお知らせを持ち合わせていないときに、ご記入いただく書類です。

